

情報公開審査会答申の概要

答申第 977 号（諮問第 1637 号）

件名：特定の地番の農地ほか 2 筆の農地の農地法違反の転用事案につき、愛知県知事がとった措置に関する一切の情報等の不開示（存否応答拒否）決定に関する件

1 開示請求

令和 2 年 3 月 9 日

2 原処分

令和 2 年 3 月 23 日（不開示（存否応答拒否）決定）

愛知県知事は、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）を、愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）第 10 条（当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき）に該当するとして不開示とした。

3 審査請求

令和 2 年 3 月 30 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 2 年 9 月 11 日

5 答申

令和 3 年 9 月 28 日

6 審査会の結論

愛知県知事が、本件請求対象文書について、存否を答えるだけで不開示情報を開示することになるとして不開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、特定の地番の農地の農地法（以下「法」という。）第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の規定に違反する転用に係る事案に関して、県が作成又は取得した文書であると認められる。

(2) 条例第 10 条該当性について

ア 行政文書の開示請求があった場合、条例は、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならないが、条例第 10 条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できるとしている。

そして、「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなる」とは、開示請求に係る行政文書の存否自体の情報が条例第 7 条各号の規定により保護すべき情報に当たる場合をいう。

また、行政文書が存在しない場合に不存在と答えて、行政文書が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、存否応答拒否をした場合は開示請求者に当該行政文書の存在を類推させることになり、存否応答拒否の意味をなさないことになるため、存在すると否とを問わず、常に存否応答拒否をすることが必要である。

この考え方に基づき、実施機関が本件請求対象文書の開示請求に対し、条例第 10 条に該当するとして、存否応答拒否による不開示としたことの適否について、以下検討する。

イ 実施機関は、本件請求対象文書の存否自体が条例第 7 条第 2 号の規定により保護すべき情報に当たるため、条例第 10 条に該当すると決定しているため、当該情報の条例第 7 条第 2 号該当性について、以下判断する。

(7) 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

その一方で、同号ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

(イ) 当審査会において、本件に係る開示請求書の「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」の内容を見分したところ、本件開示請求は、特定の農地に係る地番を明示し、かかる農地について法に違反して農地転用がなされた事案が存在することを前提として、当該事案に係る知事が執った措置等に関する文書について開示を求めるものであることが認められた。

そして、不動産登記簿により当該土地の所有者が判明するため、本件開示請求は、結果として、当該農地の所有者という特定の個人を名指しして、当該個人の個人情報の開示を求めているものと認められ、本件請求対象文書の存否を答えることは、特定の個人が所有する特定の地番の農地について法に違反して農地転用がなされたという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにするものであると認めら

れる。

よって、本件存否情報は、条例第 7 条第 2 号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

また、審査請求人は、反論書において、「建設残土の大量の盛土は、地震や大雨で崩れて付近道路を通る通行人や通行車両の搭乗者に生命身体の安全にかかわる甚大な影響を及ぼす可能性がある」と主張しているが、審査請求人が開示請求書において示した特定の地番の当該農地について、実施機関及び審査請求人から当審査会に提出された資料からは、このような事実があるとまでは認められなかったことから、同号ただし書きロには該当せず、また、同号ただし書イ、ハ及びニに該当しないことは明らかである。

(ウ) したがって、本件請求対象文書の存否を明らかにすることは、条例第 7 条第 2 号に規定する不開示情報を開示することとなることから、実施機関が条例第 10 条の規定により、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行ったことは妥当である。

ウ 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件不開示決定の条例第 10 条該当性については、前記イにおいて述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(3) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

- 1 特定の地番の農地ほか 2 筆の農地の農地法違反の転用事案につき、愛知県知事がとった措置に関する一切の情報
- 2 1 の案件につき、農地法第 51 条の命令を発出したか否かがわかる一切の情報
- 3 2 の命令を発出するか否かを検討したことがわかる一切の情報
- 4 2 の命令を発出していない場合には、何故、発出しないのかがわかる一切の情報